

高取町地域おこし協力隊設置要綱

（目的）

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外からの人材の積極的な誘致を通して本町の新たな担い手となる人物を育成し、その定住・定着と地域の活性化を図ることを目的として、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付 総行応第38号）に基づき、高取町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（協力隊の活動）

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、地域力の維持・強化に資する次の各号に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行うことができる。

- （1） 地域行事に係る支援
- （2） 地域産業への従事又は振興に係る支援
- （3） 地域住民との交流及び移住・定住の促進に関する活動
- （4） 地域の情報発信に関する活動
- （5） 地域資源の発掘・販売促進に関する活動
- （6） その他町長が必要と認める活動

（隊員の任用）

第3条 隊員は次の各号に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、公募・選考を行い、町長が任用する。なお、公募・選考に係る募集要項は別に定める。

- （1） 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から本町に移し、住民票を異動させる者（任用を受ける前に、既に町内に定住する者及び既に町内に住民票を異動させた者を除く。）
- （2） 任期満了後も高取町に定住し、就業又は起業する意欲を持つ者
- （3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

（隊員の任期）

第4条 隊員の任用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中において任用した協力隊員の任用期間は、当該任用の日から同日の属する年度の末日までとする。

- 2 隊員の任用期間終了後、隊員の任用実績等を勘案し、町長が必要であると認める場合は、3年を限度として任用期間を延長することができる。
- 3 任用期間の延長は、1年を単位として行うものとする。

（隊員の身分）

第5条 隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員とする。

（身分証）

第6条 町長は、隊員に対して、身分証を交付する。

2 隊員は、身分証に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 活動を行うときは、身分証を常に携帯し、掲示を求められたときには、これに応じること。
- （2） 身分証を紛失若しくは毀損したとき又は記載事項に異動があったときは、速やかに町長に報告し、再交付を受けること。
- （3） 身分証を第三者に貸与又は譲渡しないこと。
- （4） 隊員でなくなったときは、直ちに身分証を町長に返還すること。

（報酬等）

第7条 隊員の報酬は、高取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元
年高取町条例第23号）の定めるところにより支給する。

（活動時間、その他の活動条件及び身分取扱い等）

第8条 隊員の活動時間、その他の活動条件及び身分取扱い等については、高取町会計年度
任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年高取町規則第6号）による。

（活動に関する経費）

第9条 町長は、第2条に規定する隊員の地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で支
出することができる。

（住居手当）

第10条 町長は、隊員の住居の家賃の一部を予算の範囲内で負担することができる。ただ
し、共益費、光熱水費、通信費、燃料費等は隊員の負担とする。

（守秘義務）

第11条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様
とする。

（町の役割）

第12条 町長は、隊員の地域協力活動が円滑に実施できるよう、必要な助言・指導を行う
ことができる。

(隊員の解任)

第13条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定に関わらず、直ちにこれを解任することができる。

- (1) 自己の都合により、隊員本人より退任の申し出があったとき。
- (2) 心身の故障等により、地域協力活動の継続に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 町外に住民票を異動させたとき。
- (4) 法令若しくは隊員の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。
- (5) 隊員としてふさわしくない行為があったとき。
- (6) その他町長が不適当と認めたとき。

(おためし地域おこし協力隊)

第14条 町長は、隊員の募集に際して、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図るために、おためし地域おこし協力隊を実施することができる。なお、おためし地域おこし協力隊参加者は、町内への住民票の異動を要しない。

- 2 おためし地域おこし協力隊に関する内容については、公募・選考に係る募集要項内に定めるとおりとする。
- 3 おためし地域おこし協力隊の参加対象者は、協力隊への応募を希望し、かつ、第3条の要件をすべて満たす者とする。
- 4 町長は、おためし地域おこし協力隊の地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で支出することができる。
- 5 第11条の規定はおためし地域おこし協力隊についても準用する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。